

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2022年11月15日

マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況および分配につきまして

(2022年10月期)

投資家のみなさまにおかれましては、平素より格別のお引立てを賜り誠にありがとうございます。
マイクロローン事業者ファンドシリーズ（以下、「対象ファンドシリーズ」といいます。）につきまして、運用状況および分配のご報告をさせていただきます。

【本レポートの要旨】

- ・ 2022年10月期においてIDF社（後述）が1万米ドルを返済したことから、本営業者（後述）は同月期の分配を実施します。
- ・ 2022年11月15日現在、対象ファンドの全額返済に向け本営業者は、IDF社カザフスタン法人の収益の充当を最も確度の高い返済ルートと捉えIDF社と協議を続けております。

対象ファンドの契約有効期間

クラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下、「本営業者」といいます。）は、本件匿名組合契約書第4.1条第2項但し書きに従って対象ファンドの有効期間を延長済です。対象ファンドおよび各ファンドの延長を踏まえた有効期間最終日を下表にまとめましたのでご参照ください。

【対象ファンド】

ファンド名	延長後有効期間最終日
【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド54号	2023年1月末
【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド56号	同上
【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド58号	2023年2月末
【円建て】マイクロローン事業者ファンド38号	同上
【円建て】マイクロローン事業者ファンド40号	2023年3月末
【円建て】マイクロローン事業者ファンド42号	同上
【借換】【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド70号	同上
【借換】【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド71号	同上
【借換】【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド72号	同上
【借換】【円建て】マイクロローン事業者ファンド59号	同上
【借換】【円建て】マイクロローン事業者ファンド61号	同上

出資金の使途

本営業者が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者のグループ会社である Crowdcredit Estonia OÜ（以下、「本営業者グループ会社」といいます。）に貸付け、本営業者グループ会社はこの借入金を原資として本件債務者である IDF Holding Limited（ロシア、カザフスタンで個人向けローンの貸付けを行う事業者のキプロス籍の持ち株会社。以下、グループを総称して、または持ち株会社を個別に、「IDF社」といいます。）に貸付けを行いました。その後、IDF社カザフスタン法人が Solva Group として IDF社傘下から独立し、基幹メンバーと株主を同じくする兄弟会社として存続しています。

2022年10月期（当月期）の分配につきまして

2022年10月期、IDF社は本営業者グループ会社へ1万米ドルを送金しました。本営業者グループ会社はかかる資金を受領したのち、すべて本営業者への返済に充当しました。同月期においてファンドが負担すべき費用等の控除はありませんので、本営業者はその全額をもとに分配を行います。

当該返済原資は Solva Group が IDF社キプロス法人に送金し、それを同キプロス法人が本営業者グループ会社に返済したものです。IDF社が支払遅延する全額には満たないものの、同社は1万米ドル程度の返済を可能な限り続ける意向です。

以上を踏まえた各号の分配金額（税引き前、単位：円）は下表のとおりです。

ファンド	分配金額
【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 54号	86,844
【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 56号	41,270
【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 58号	587,984
【借換】【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 70号	67,841
【借換】【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 71号	47,401
【借換】【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 72号	31,439
【円建て】マイクロローン事業者ファンド 38号	211,124
【円建て】マイクロローン事業者ファンド 40号	177,548
【円建て】マイクロローン事業者ファンド 42号	140,863
【借換】【円建て】マイクロローン事業者ファンド 59号	43,115
【借換】【円建て】マイクロローン事業者ファンド 61号	45,871

対象ファンドシリーズのこれまでの状況

時期	出来事
2020年4月期 ～同年9月期	本営業者グループ会社は IDF社に対して、左記期間に返済期限を迎えたローンの返済を最長6か月間猶予 ¹ しました。その後、IDF社は延長後期日通りに契約

¹ 詳しくは 2022年4月14日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして（2022年3月期）」【補足：2020年9

時期	出来事
	期間延長分の利息を含む元利金を返済しました。
2020年10月期以降	2020年10月期（同年11月払い）以降の分配では対象ファンドシリーズ内の平等性の観点から、延長後の経過期間が長い対象ファンドから順に分配を行いました ² 。
2020年10月期～同年11月期	2020年10月期（同年11月払い）の分配で当初満期2020年4月期のファンドが、また、2020年11月期（同年12月払い）の分配で当初満期2020年5月期および2020年6月期の対象ファンドがそれぞれ償還を迎えました。
2020年12月期	<p>本営業者グループ会社がIDF社の返済スケジュールを見直しました。これに伴って本営業者は対象ファンドシリーズに関する分配スケジュールを再度変更³しました。返済スケジュールの見直しは、IDF社から本営業者グループ会社への返済金額を一定の範囲内に抑える内容でした。</p> <p>【返済スケジュール緩和の背景】本営業者グループ会社はIDF社より、同社の足元の資金流動性が①上記の契約期間延長後の返済および②以後訪れる当初満期の返済を同時に履行するのに十分ではないため、毎月の返済および経過利息（当初満期までの利息に加えて延長期間中に発生した利息も含む）の支払いを継続するものの、毎月の返済金額を一定の範囲内に抑えたい旨の要請を受けました。その要請を受けて本営業者グループ会社はIDF社経営陣等との電話会議等を通して確認した情報を精査したうえで、受入れることとし、IDF社から本営業者グループ会社へのローン返済スケジュールを見直しました。</p>
2020年12月期～2022年2月期	IDF社は2020年12月期に見直した後の返済スケジュールどおりに返済を行い、本営業者は2020年12月期（2021年1月払い）以降、2022年2月期まで分配スケジュールに沿った分配を順次実施しました ⁴ 。
2022年6月期	IDF社が2万米ドルを返済しました。本営業者は分配方針を変更し、運用中の全ファンドに対して分配を実施しました。
2022年7月期以降	IDF社が可能な限り毎月1万米ドル程度を返済し、本営業者はそれに応じて分配を実施します。

月期以前の延長経緯】をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/2228/17>）。

² 詳しくは2020年11月16日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ延長解消に向けて（2020年10月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1240/17>）。

³ 詳しくは2021年1月18日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして（2020年12月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1367/17>）。

⁴ 詳しくは2022年4月14日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして（2022年3月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/2228/17>）。

2022年6月期における分配方針の変更について

後述のとおり、資金需要者である IDF 社の事業基盤およびその顧客の生活基盤の見通しがロシアによるウクライナ侵攻の影響を受けて不透明になっており、また、IDF 社による返済がすでに送金上の制約を受けています。これらの状況を踏まえて、本営業者は対象ファンドシリーズの債権回収について不確実性が高まったものと考え、分配方針を変更しました。

2022年2月期分配時までは延長後の運用期間が長いファンドから順に分配を実施しておりましたところ、2022年6月期以降は次の分配方針になります。

1. 本営業者が本営業者グループ会社に対して保有する債権残高（元本残高と経過利息を合計した金額）に応じて分配原資を対象ファンドシリーズ各号（運用中の全号）へ按分して分配します。
2. 本営業者グループ会社が本営業者へ返済する金額を、未収利息ではなく元本の返済へ優先して充当します。

2022年3月期以降の IDF 社の状況

（事業面）

IDF 社は主にロシアおよびカザフスタンで事業を展開しており、両国の事業がグループ収益の大半を占めています。2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻後、日米欧をはじめ各国がロシアに対する経済制裁を導入するなかで、IDF 社のロシア事業および同国と結び付きの強いカザフスタン事業はいずれも一定の影響を受けています。特に当社を含む債権者からの資金調達徐徐に困難になっており、IDF 社が計画していた新商品の投入や東南アジア等への展開などの事業拡大戦略は修正を迫られている状況にあります。IDF 社は個人向けローンの貸付け事業を継続しているものの、今後両国のマクロ経済環境が悪化した場合にはグループ収益にさらなる下押し圧力がかかると当社は見込んでいます。

（送金面）

現在ロシア政府はロシア国外向けの送金を広範に規制していますが、ロシアに籍を置く法人で所定の条件を満たした場合、月額 1,000 万ロシアルーブル(日本円で 2,000 万円 相当額)までであれば例外的に国際送金が認められるとの現地報道がございます。一方で、ロシア政府が非友好国に指定する国への送金は政府の事前承認が必要となること、必要書類の提出をはじめ承認プロセスが煩雑であることなどを背景に、実際に国際送金ができるか否かについては確認できていない状況でございます。

このような状況下、IDF 社はロシア事業ではなくカザフスタン事業で稼得した収益を同社キプロス法人に送金し、それを本営業者グループ会社に送金するルートを中心に返済手段として考えています。IDF 社カザフスタン法人の資金余剰に限られること、カザフスタン法人とキプロス法人との間の送金に関わるグループ内契約を準備している段階であることなどを理由に、対象ファンドシリーズの全額を返済するには至っておりませんが、少額の返済は開始されております。

なお、送金業者の決済サービスや暗号資産を通じたロシアからの国際送金なども当初は検討しておりましたが、上記のカザフスタン法人からの送金のほうが確度は高いと見込まれること、ロシア政府によ

る送金規制の抜け道と捉えられる手段を利用すると IDF 社が金融事業者としての許認可を取り消される懸念があり、いずれも現時点では断念しております。

今後の返済見通し

現時点において、特にロシアにおける送金面の影響を受け、対象ファンドシリーズの全額が返済される時期は見通しが立っていない状況でございます。可能な限り早期での回収完了を目指し、当社は引き続き IDF 社に対してカザフスタン法人からの送金の準備を促して参ります。

また、IDF 社は一定の影響を受けながらも事業を継続していること、貸出債権の質の悪化やグループ収益の大幅な低下は見られていないことから、送金ルートが確立され次第対象ファンドシリーズの全額返済がなされるものと当社は見込んでおります。一方で、送金ルートの確立に時間がかかり、その間にロシアおよびカザフスタンのマクロ経済環境の悪化が継続した場合、IDF 社の返済能力が低下する可能性がございます。

対象ファンドシリーズにつきましては、今後 3 か月に一回程度を目安に最新状況の報告を差し上げる予定でおります。ただし、左記を待たずに当社が報告を要すると判断した状況の変化が生じた場合は、これを待たず速やかにご報告をさせていただきます。お客様におかれましては、ご理解のほど何卒お願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016 年 3 月

【資本金】 1,000,000 円

【住 所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 8 番 1 号